（第 38 回管理栄養士国家試験用　既卒者及び編入学等で栄養士免許を既に取得している受験者が対象）

免許等照合書（別紙様式第４）の作成について

- **免許等照合書の作成に当たっては、各都道府県（本庁及び保健所）、保健所設置市、特別区の対面窓口または郵送により照合を受ける必要があります。**
- **保健所等の対面窓口での照合については、窓口ごとに受付可能な期間が異なるほか、事前連絡が必要な場合があります。**
- **郵送先、対面窓口の場所、対面窓口の受付期間及び事前連絡の要否等については、厚生労働省ウェブサイトに掲載された一覧表を御確認ください。**

厚生労働省ウェブサイト（免許等照合書の記入例も掲載しています。）
https://www.mhlw.go.jp/kouseiroudoushou/shikaku_shiken/kanrieiyoushi/about.html

（事前連絡の要否「○」の場合、必ず連絡するようにしてください。）

【郵送で免許等の照合を受ける場合の留意点】

提出期限：　令和５年 11 月６日（月）消印有効
（対面窓口の受付期間は、ウェブサイトの一覧表を御確認ください。）

提 出 先：　栄養士免許を取得した都道府県（住所地ではない）

提出物等：　（別紙：送付状）の提出物チェックリスト参照

※ 免許等照合書作成に当たっての注意点については、**受験要領 P5～6**を参照してください。

卒業証明書や戸籍謄本等の取得に時間を要する場合がありますので御注意ください。

※ 照合済みの免許等照合書は、各自治体から令和5年 11 月 24 日（金）までに発送します（到達日ではありません。）。

※ 提出先が誤っている場合や提出した書類等に不備がある場合は、提出書類一式を返送する場合があります。令和5年 11 月6日（月）までに、必要書類を再提出できない場合は、対面窓口（住所地又は勤務地）に栄養士免許証等の原本（コピー不可）を持参し、照合を受けてください。

※ 照合済みの免許等照合書は、願書等その他の出願書類とともに令和5年 12 月８日（金）までに、管理栄養士国家試験運営本部事務所（受験要領 P10 参照）に提出してください。
願書等の提出先は、免許等照合書作成時の書類郵送先と異なりますので御注意ください。

※ 免許等照合書の書き方や添付書類等に関するお問合せは、**各自治体の窓口ではなく、以下の問合せ先（管理栄養士国家試験運営本部事務所）へ**お願いします。

管理栄養士国家試験運営本部事務所
　電話番号　03－5579－6903　（受付時間　平日　9:00～17:00）

ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

（別紙：送付状）

栄養士免許等の照合について

標記について、第 38 回管理栄養士国家試験受験に必要となるため、栄養士名簿等と免許等照合書の内容を照合いただき、御返送くださいますようお願いいたします。

令和５年　　月　　日

（　　）御担当者様

※　栄養士免許を取得した都道府県の担当部署を記載すること。

受験者氏名	
生年月日	
連絡先（電話番号）	※　日中、連絡のとれる電話番号（携帯電話、職場等）を記入すること。

【提出物チェックリスト（提出前に必ず確認し、□にレ点を記入すること。）】

・共通

□　送付状（この用紙）

□　必要事項を記入した免許等照合書　（別紙様式第４）

□　返信用のレターパックライト（宛先の住所・氏名を記入すること。）

・以下、受験資格によって提出する書類が異なるので注意すること。

厚生労働省ウェブサイトに掲載されている「免許等照合書　受験資格別チェックポイント」及び記入例を参照し、書類を揃えること。

<table>
<tr><th rowspan="2">受験資格</th><th colspan="3">免許等照合書の記入・添付書類</th></tr>
<tr><th>1.栄養士免許証の事項の転記欄</th><th>2.卒業証書（証明書）の事項の転記欄</th><th>3.履修証明書の確認欄</th></tr>
<tr><td>□　<u>栄養士養成施設</u><u>を卒業</u>
（専攻科履修・編入学無し）</td><td rowspan="4">□　免許証に記載された事項を<u>免許等照合書に転記</u>すること。
□　<u>免許証のコピーを添付</u>すること。</td><td rowspan="3">□　卒業証明書※に記載された事項を<u>免許等照合書に転記</u>すること。
□　<u>卒業証明書</u>※<u>の原本</u><u>を添付</u>すること。
※　卒業証書を添付しないこと。
※　専攻科履修の場合は、修了証明書</td><td>（記入・添付不要）</td></tr>
<tr><td>□　栄養士養成施設卒業後、<u>専攻科</u><u>履修あり</u></td><td rowspan="3">□　照合者が記入するので、<u>受験者は</u><u>記入しない</u>こと。
□　<u>履修証明書（成績証明書不可）を添付</u>すること。</td></tr>
<tr><td>□　<u>管理栄養士養成施設</u><u>卒業</u>
（管理栄養士養成課程未履修のまま卒業した者を含む）</td></tr>
<tr><td>□　管理栄養士養成施設に<u>編入学等</u>し、<u>卒業見込</u></td><td>（記入・添付不要）</td><td>（記入・添付不要）</td></tr>
</table>

※　栄養士免許の登録事項に変更が生じているが、名簿訂正手続をしていない場合は、名簿訂正手続を併せて行うこと。名簿訂正手続が間に合わない場合は、変更前の内容により照合を受け、出願時には戸籍謄本（抄本）を添付すること。

※　**<u>栄養士免許証と卒業証明書の氏名が違う場合は、戸籍謄本（抄本）により確認し照合するので、この依頼に同封して送付すること。</u>**